

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 4 日

各都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

改正障害者総合支援法等において、自治体の事務の効率化を図るため、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）への審査事務の委託に関する規定が整備されたところです。各自治体におかれましては、平成 30 年 4 月の改正法施行に向け、以下の点に留意の上、適切に準備するようお願いいたします。

1 給付費の適正な審査支払

障害者総合支援法等において、障害福祉サービス事業所等は、障害福祉サービス等に要した費用について市町村等に請求し、市町村等は運営基準等に照らして審査の上、支払うものとされており、各自治体は給付費の適正な審査支払を行う必要があります。

2 平成 30 年 4 月以降における審査支払事務について

今般の改正法に国保連に対する審査事務の委託に関する規定が整備されたことに伴い、平成 30 年 4 月以降、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務について変更される点があります。

（※1）

また、現在国保連に給付費の支払事務を委託している市町村等においては、平成 30 年度以降、審査支払事務を委託することになります。これに伴い、国保連規則例等改定案を整理中であり、年内に通知する予定としているので、都道府県・市町村と国保連との間で適切に委託契約を行ってください。（別添 1）

なお、各自治体においては、国保連と協力の上、障害福祉サービス事業所等に対し、請求処理が円滑に行われるよう周知いただく予定です。

（1）国保連における一次審査と市町村等における二次審査

国保連においては、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ一次審査（受付審査、資格審査、支給量審査）を行い、（※2）その結果問題ないと判定された請求情報については正常とします。また、これまで行っていた事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業

所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや、報酬算定ルールに則していないものについては「エラー（返戻）」とする（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）等、不適切な請求については「エラー（返戻）」とします。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものについて「警告（重度）」として「警告」と区分します。

国保連における一次審査を効果的に実施するため、これまで行っていた事務点検では実施しておらず、市町村が審査していた「同一日・同一利用時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行います。

市町村等においては、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするかの判断等を行います。これを二次審査といいます。

国保連では、市町村等における二次審査が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージを分かりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供します。

市町村等においては、国保連から提供される一次審査結果資料を基に適正な二次審査を実施してください。（別添2）

※1 国保連において実施する審査とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬算定のルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味します。

また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとなります。

※2 国保連で実施する一次審査では、以下のチェックを行います。

受付審査・・・主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールに基づいていることを確認します。

資格審査・・・主に受給者台帳と突合し、支給決定の内容に基づいていることを確認します。

支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超過していないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認します。また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施します。

（2）事業所台帳及び受給者台帳の整備

国保連における一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要があります。効果的・効率的に審査支払事務を実施するため、期限内での確実な台帳整備をお願いします。

（3）サービス提供事業所の給付費請求時の点検機能強化

国保中央会の提供する簡易入力システム及び取込送信システムにおいて（※3）、国保連においてこれまで行っていた事務点検で実施しているチェック及び一次審査において強化・拡充されるチェックを踏まえ、サービス提供事業所が給付費請求を行う際の点検機能強化を行うこととしています。

具体的には、簡易入力システムについては、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書を自動作成する対応範囲を拡充する等、取込送信システムについては、報酬毎の単位数や算定要件を定義する単位数表マスタとの突合に係る点検を追加します。（別添3）

※3 簡易入力システム・・・事業所の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行う、国保中央会提供のシステム。

取込送信システム・・・簡易入力システム以外のシステム（市販の事業所業務管理ソフトウェア）で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行う、国保中央会提供のシステム。

（4）事業所台帳情報参照機能の追加

サービス提供事業所が請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするために、都道府県等に届出済の内容を反映した国保連に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムを介してサービス提供事業所自ら参照できるようにします。（※4）

※4 電子請求受付システム・・・事業所がインターネットを経由して送信した請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

3 平成30年度以降における給付費の審査支払事務の委託手数料について

障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の、「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」に請求明細書1枚あたりの手数料単価210円の額が計上されているところ。

今般の改正に伴い、国保連における審査事務等の増加が見込まれます。これに伴う審査支払事務の委託手数料の見直しに当たっては、都道府県・市町村と国保連との間で十分な調整を行い、実情を踏まえた適切な対応をお願いします。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL :03-5253-1111（内線3009）

MAIL :syougaisystem@mhlw.go.jp